

君津郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却（以下「公有財産売却」といいます）をご利用いただくには、以下の「誓約書」および「君津郡市広域市町村圏事務組合インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます）」をよくお読みいただき、同意していただくことが必要です。また、公有財産売却の手続きなどに関して、本ガイドラインとヤフオク!ガイドラインなどとの間に差異がある場合は、本ガイドラインが優先して適用されます。

誓約書

以下を誓約いたします。

今般、君津郡市広域市町村圏事務組合の公有財産売却に参加するに当たっては、以下の事項に相違ない旨確約のうえ、公有財産売却ガイドラインおよび貴庁における入札、契約などに係る諸規定を厳守し、公正な入札をいたします。もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者および同条第2項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当しません。また、法人にあつては、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表する者をいう）が暴力団員に該当しません。
- 3 私は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員に該当しません。
- 4 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。

- (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、または公正な価格の成立を害し、もしくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結することまたは契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と君津郡市広域市町村圏事務組合に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 5 私は、貴庁の公有財産売却に係る「公有財産売却ガイドライン」、「入札説明書」、「入札公告」、「売買契約書」の各条項を熟覧し、および貴庁の現地説明、入札説明などを傾聴し、これらについてすべて承知のうえ参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

第1 公有財産売却の参加条件など

1 公有財産売却の参加条件

(以下のいずれかに該当する方は、公有財産売却へ参加することができません)

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項各号該当すると認められる方

(参考：地方自治法施行令(抄))

(一般競争入札の参加者の資格)

第一六七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
- 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故

意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。

七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という)に該当すると認められる者。または、法人において、役員など(法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表する者をいう)が暴力団員に該当すると認められるもの。
- (3) 日本語を十分に理解できない方
- (4) 君津郡市広域市町村圏事務組合が定める本ガイドラインおよびヤフオク!に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方
- (5) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方
- (6) 日本国内に住所、連絡先がいずれもなく、年齢が20歳未満であること。

2 公有財産売却の参加に当たっての注意事項

- (1) 公有財産売却は、地方自治法などの規定にのっとり君津郡市広域市町村圏事務組合が執行する一般競争入札手続きの一部です。
- (2) 売払代金の残金の納付期限までにその代金を正当な理由なく納付しない落札者は、地方自治法施行令第167条の4第2項第5号に該当すると見なされ、一定期間君津郡市広域市町村圏事務組合の実施する一般競争入札に参加できなくなることがあります。
- (3) 公有財産売却に参加される方は入札保証金を納付してください。
- (4) 公有財産売却に参加される方は、あらかじめインターネット公有財産売却システム(以下「売却システム」といいます)上の公有財産売却の物件詳細画面や君津郡市広域市町村圏事務組合において閲覧に供されている一般競争入札の公告などを確認し、関係公簿などの閲覧などにより十分に調査を行ったうえで公有財産売却に参加してください。

また、入札前に君津郡市広域市町村圏事務組合が実施する下見会や現地説明会において、購入希望の財産を確認してください。

(5) 売却システムは、ヤフー株式会社の提供する売却システムを採用しています。公有財産売却の参加者は、売却システムの画面上で公有財産売却の参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。

ア 参加仮申し込み

売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。

イ 参加申し込み（本申し込み）

売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより「公有財産売却一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（以下、「申込書」といいます）」を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津郡市広域市町村圏事務組合に送付してください。（郵送の場合は、申込締切日の消印有効）

・物件によっては申込書、住民票および印鑑登録証明書の提出を不要としますので、物件ごとに公告内容を確認してください。ただし、審査するため本人確認書類の提出を要求する場合がありますので、要求があれば指定する期日までに提出してください。

・公有財産売却の各物件について入札保証金の納付方法をご確認のうえ、申込書の入札保証金納付方法欄にある「クレジットカード」「納入通知書」「銀行口座振込」のうちご希望の方法いずれか一つに「○」をしてください。

・複数の物件について申し込みをされる場合、公有財産売却の物件ごとに申込書が必要になりますが、添付書類である住民票および印鑑登録証明書は1通のみ提出してください。

(6) 公有財産売却においては、特定の物件（売却区分）の売却が中止になること、もしくは公有財産売却の全体が中止になることがあります。

3 公有財産売却の財産の権利移転などについての注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる

危険負担が移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など君津郡市広域市町村圏事務組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

(2) 落札者が売払代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。

(3) 君津郡市広域市町村圏事務組合は、売払代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。

(4) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査およびアスベスト調査などは行っておりません。また、開発など（建築など）に当たっては、都市計画法、建築基準法および条例などの法令により、規制がある場合があるので、事前に関係機関にご確認ください。

4 個人情報取り扱いについて

(1) 公有財産売却に参加される方は、以下のすべてに同意するものとします。

ア 公有財産売却の参加申し込みを行う際に、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登記されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録すること。

イ 入札者の公有財産売却の参加者情報および Yahoo! JAPAN ID に登録されているメールアドレスを君津郡市広域市町村圏事務組合に開示され、かつ君津郡市広域市町村圏事務組合がこれらの情報を君津郡市広域市町村圏事務組合文書規程に基づき、5年間保管すること。

・君津郡市広域市町村圏事務組合から公有財産売却の参加者に対し、Yahoo! JAPAN ID で認証されているメールアドレスに、公有財産売却の財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

ウ 落札者に決定された公有財産売却の参加者の Yahoo! JAPAN ID を売却システム上において一定期間公開されること。

エ 君津郡市広域市町村圏事務組合は収集した個人情報を地方自治法施行令第167条の4第2項に定める一般競争入札の参加者の資格審査のため

の措置などを行うことを目的として利用します。

(2) 公有財産売却の参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿謄本の内容などと異なる場合は、落札者となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

5 共同入札について

売却財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の者で共有する目的で入札することを共同入札といいます。

(2) 共同入札における注意事項

- ア 共同入札する場合は、共同入札者のなかから1名の代表者を決める必要があります。実際の公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。したがって、公有財産売却の参加申し込み手続きおよび入札手続きなどについては、代表者のYahoo! JAPAN IDで行うこととなります。手続きの詳細については、「第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について」および「第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き」をご覧ください。
- イ 共同入札する場合は、共同入札者全員の印鑑登録証明書および共同入札者全員の住所（所在地）と氏名（名称）を連署した申込書を入札開始までに君津郡市広域市町村圏事務組合に提出することが必要です。なお、申込書は君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより印刷することができます。
- ウ 申込書などに記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合は、共同入札者が落札者となっても権利移転登記を行うことができません。

第2 公有財産売却の参加申し込みおよび入札保証金の納付について

入札するには、公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が必要です。
公有財産売却の参加申し込みと入札保証金の納付が確認できた Yahoo! JAPAN ID でのみ入札できます。

1 公有財産売却の参加申し込みについて

売却システムの画面上で、住民登録などのされている住所、氏名など（参加者が法人の場合は、商業登記簿謄本に登録されている所在地、名称、代表者氏名）を公有財産売却の参加者情報として登録してください。

- ・法人で公有財産売却の参加申し込みする場合は、法人代表者名で Yahoo! JAPAN ID を取得する必要があります。

- ・共同入札する場合は、売却システムの画面上で、共同入札の欄の「する」を選択し、公有財産売却の参加申し込みを行ってください。また、共同入札者全員の印鑑登録証明書および申込書を入札開始 2 開庁日前までに君津郡市広域市町村圏事務組合に提出することが必要です。原則として、入札開始 2 開庁日前までに君津郡市広域市町村圏事務組合が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 入札保証金の納付について

(1) 入札保証金とは

地方自治法施行令第 167 条の 7 で定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。入札保証金は、君津郡市広域市町村圏事務組合が売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに予定価格（最低落札価格）の 100 分の 10 以上の金額を定めます。

(2) 入札保証金の納付方法

入札保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。入札保証金は、君津郡市広域市町村圏事務組合が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記のア、イ、ウの 3 通りです。売却区分ごとに、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認

してください。

- ・入札保証金には利息を付しません。
- ・原則として、入札開始2開庁日前までに君津郡市広域市町村圏事務組合が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

ア クレジットカードによる納付

クレジットカードで入札保証金を納付する場合は、売却システムの売却物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。クレジットカードにより入札保証金を納付する公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。公有財産売却の参加申込者は、公有財産売却が終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、公有財産売却の参加申込者は、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公有財産売却の参加申込者の個人情報株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。

- ・VISA、マスターカード、JCB、ダイナースカード、アメリカンエキスプレスカードの各クレジットカードを利用できます。(各クレジットカードでもごく一部利用できないクレジットカードがあります)

- ・法人で公有財産売却に参加する場合、当該法人の代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

なお、物件により必要とする場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記入・押印後、住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津郡市広域市町村圏事務組合に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

イ 君津郡市広域市町村圏事務組合が発行する納入通知書による納付

君津郡市広域市町村圏事務組合が発行する納入通知書で入札保証金を納

付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津郡市広域市町村圏事務組合に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）申請書類が君津郡市広域市町村圏事務組合へ到着後（申請書類の提出を不要とする物件については、参加仮申し込み後）、君津郡市広域市町村圏事務組合から「納入通知書兼領収書」を送付しますので、君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する金融機関に入札保証金を納付してください。

※納入通知書による納付の場合、振込手数料は無料です。

※納入通知書による納付の場合、納付後に領収書のコピーをFAXで送付していただくと、手続きがスピーディになります。（通常の場合、君津郡市広域市町村圏事務組合が納付を確認できるまで1週間ほど時間を要することがあります。）

・君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する金融機関については、下記を参照してください。

1 指定金融機関

・千葉銀行

ウ 銀行口座振込による納付

銀行振込などで入札保証金を納付する場合は、売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より公有財産売却の参加仮申し込みを行ってください。売却システムの公有財産売却の物件詳細画面より仮申し込みを行った後、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより申込書を印刷し、必要事項を記載・押印後、住民票の写し（法人の場合は商業登記簿謄本）および印鑑登録証明書を添付のうえ、君津郡市広域市町村圏事務組合に送付してください。（郵送の場合は申込締切日の消印有効）

申請書類が君津郡市広域市町村圏事務組合へ到着後（申請書類の提出を不要とする物件については、参加仮申し込み後）、君津郡市広域市町村圏

事務組合から振込口座を電子メールにて連絡しますので、君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する口座に入札保証金を納付してください。

※銀行口座振込の際の振込手数料は公有財産売却の参加申込者の負担となります。

※銀行口座への振込により入札保証金を納付する場合は、執行機関が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

(3) 入札保証金の没収

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約締結期限までに君津郡市広域市町村圏事務組合の定める契約を締結しない場合は没収し、返還しません。

(4) 入札保証金の契約保証金への充当

公有財産売却の参加申込者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、申請書に基づき、地方自治法施行令第167条の16に定める契約保証金に全額充当します。

第3 入札形式で行う公有財産売却の手続き

本章における入札とは、売却システム上で入札価格を登録することをいいます。この登録は、一度しか行うことができません。

1 公有財産売却への入札

(1) 入札

入札保証金の納付が完了したYahoo! JAPAN IDでのみ、入札が可能です。入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、入札者の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

君津郡市広域市町村圏事務組合は、地方自治法施行令第167条の4第1項などに規定する一般競争入札に参加できない要件に該当する者が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

2 落札者の決定

(1) 落札者の決定

入札期間終了後、君津郡市広域市町村圏事務組合は開札を行い、売却区分（公有財産売却の財産の出品区分）ごとに、売却システム上の入札において、入札価格が予定価格（最低落札価格）以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定します。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定します。

なお、落札者の決定に当たっては、落札者のYahoo! JAPAN IDを落札者の氏名（名称）とみなします。

ア 落札者の告知

落札者のYahoo! JAPAN IDと落札価格については、売却システム上に一定期間公開します。

イ 君津郡市広域市町村圏事務組合から落札者への連絡

落札者には、君津郡市広域市町村圏事務組合から入札終了後、あらかじめYahoo! JAPAN IDで認証されたメールアドレスに、落札者として決定された旨の電子メールを送信します。共同入札者が落札者となった場合は、代表者にのみ落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ・君津郡市広域市町村圏事務組合が落札者に送信した電子メールが、落札者によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、執行機関が落札者による売払代金の残金の納付を売払代金の残金納付期限までに確認できない場合、その原因が落札者の責に帰すべきものであるか否かを問わず、契約保証金を没収し、返還しません。

- ・当該電子メールに表示されている整理番号は、君津郡市広域市町村圏事務組合に連絡する際や君津郡市広域市町村圏事務組合に書類を提出す

る際などに必要となります。

(2) 落札者決定の取り消し

入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、売却物件の所有権は落札者に移転しません。また、納付された入札保証金は原則返還しません。

3 売却の決定

(1) 落札者に対する売却の決定

君津郡市広域市町村圏事務組合は、落札後、落札者に対し電子メールなどにより契約締結に関する案内を行い、落札者と契約を交わします。なお、落札価格が30万円未満である物件（自動車以外の動産に限る）については、落札決定をもって契約を締結したものとみなします。それ以外の物件については、落札後、契約の際には君津郡市広域市町村圏事務組合より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、次の書類などを添付して君津郡市広域市町村圏事務組合に直接持参または郵送してください。

ア 必要な書類

- ・印紙税法に定める額の収入印紙（契約書貼付用）

イ 売却の決定金額

落札者が入札した金額を売却の決定金額とします。

ウ 落札者が契約を締結しなかった場合

落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、落札者が納付した入札保証金は返還しません。

(2) 売却の決定の取り消し

落札者が契約締結期限までに契約しなかったときおよび落札者が公有財産売却の参加仮申込みの時点で20歳未満の方など公有財産売却に参加できない者の場合に、売却の決定が取り消されます。

この場合、公有財産売却の財産の所有権は落札者に移転しません。

また、納付された入札保証金は返還されません。

4 売払代金の残金の納付

(1) 売払代金の残金の金額

売払代金の残金は、落札金額から事前に納付した契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差し引いた金額となります。

(2) 売払代金の残金納付期限について

落札者は、売払代金の残金納付期限までに君津郡市広域市町村圏事務組合が納付を確認できるよう売払代金の残金を一括で納付してください。

売払代金の残金が納付された時点で、公有財産売却の財産の所有権が落札者に移転します。売払代金の残金納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に納付された契約保証金を没収し、返還しません。

(3) 売払代金の残金の納付方法

売払代金の残金は次の方法で納付してください。なお、売払代金の残金の納付にかかる費用は、落札者の負担となります。また、売払代金の残金納付期限までに君津郡市広域市町村圏事務組合が納付を確認できることが必要です。

ア 君津郡市広域市町村圏事務組合が用意する納付書による納付

イ 君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する銀行口座への納付（振込手数料あり）

5 入札保証金の返還

(1) 落札者以外への入札保証金の返還

落札者以外の納付した入札保証金は、入札終了後全額返還します。なお、公有財産売却の参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、入札保証金の返還は入札終了後となります。

入札保証金返還の方法および返還に要する期間は次のとおりです。

ア クレジットカードによる納付の場合

株式会社ネットラストは、クレジットカードにより納付された入札保証

金を返還する場合、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行いません。ただし、公有財産売却の参加者などのクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に入札保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ 納入通知書および銀行口座振込による納付の場合

入札保証金の返還方法は、公有財産売却の参加者が指定する銀行口座への振込のみとなります。公有財産売却の参加者（入札保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。共同入札の場合は、仮申し込みを行った代表者名義の口座のみ指定可能です。

なお、入札保証金の返還には、入札期間終了後4週間程度要することがあります。

第4 公有財産売却の財産の権利移転および引き渡しについて

君津郡市広域市町村圏事務組合は、落札後、落札者と契約を交わします。

契約の際には君津郡市広域市町村圏事務組合より契約書を送付しますので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、君津郡市広域市町村圏事務組合に直接持参または郵送してください。ただし、自動車を除く動産で落札金額が30万円未満の物件については、落札決定をもって契約を締結したものとみなし、契約書を省略します。なお、不動産物件については契約書（2通のうち1通）に収入印紙を貼付してください。その後、売払代金の残金納付確認後、落札者の請求に基づいて不動産登記簿謄本上の所有権移転を行います。

1 権利移転の時期

公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転します。

2 権利移転の手続きについて

(1) 君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより「所有権移転登記請求書」を印刷した後、必要事項を記入・押印して、売払代金の残金納付期

限までに君津郡市広域市町村圏事務組合へ提出してください。

(2) 共同入札の場合は、共同入札者全員が記入・押印した「所有権移転登記請求書」の提出が必要です。また、公有財産売却の財産の持分割合は、移転登記前に君津郡市広域市町村圏事務組合に対して任意の書式にて申請してください。

(3) 所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後 1 か月半程度の期間を要することがあります。

(4) 売払財産が動産である場合

ア 売払財産は、売払代金納付を確認後、売払代金納付時の現状有姿で直接落札者に引き渡すものとし、引き渡しおよび権利移転に伴う費用は、落札者の負担となります。

イ 落札者は、官公署が発行した本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）、落札決定通知および印鑑を持参し、君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する窓口で提示のうえ、売払財産を引き取ってください。

落札者（落札者が法人または共同入札者である場合はその代表者）の代理人が売払財産を引き取る場合は、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより「委任状」を印刷し、必要事項を記入・押印して、代理人の本人確認書類、落札決定通知および代理人の印鑑を持参し、君津郡市広域市町村圏事務組合が指定する窓口で提示のうえ、売払財産を引き取ってください。

ウ 売払代金納付後すぐに売払財産の引き取りができない場合は、君津郡市広域市町村圏事務組合のホームページより「保管依頼書」を印刷して必要事項を記入・押印のうえ、売払代金の納付が確認できる書類の写しを添付して、売払代金納付期限までに君津郡市広域市町村圏事務組合に申し出を行ってください。保管する期間は申し出のあった日から 30 日以内で落札者の指定する日までとします。この期日を経過した場合、君津郡市広域市町村圏事務組合は落札者への保管期間が経過したことを通知のうえ、売払財産を処分します。この場合でも、納付された売払代金については返還しませんので、必ず引き取りを行ってください。

エ 売払財産が自動車である場合は、落札者はその責任において売払財産

の登録などの手続きを行ってください。

オ ア～エに記載する手続きに伴い必要となる費用は、すべて落札者の負担となります。

カ 一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品、交換はできません。

(5) 引き渡しを受けた後、「受領書」を物件売払担当課に提出してください。

3 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産にかかる危険負担は落札者に移転します。したがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など君津郡市広域市町村圏事務組合の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求することはできません。

なお、落札代金の残金を納付した時点で所有権は落札者に移転します。

(2) 公有財産売却の財産内の動産類やゴミなどの撤去などは、すべて落札者自身で行ってください。

4 引き渡しおよび権利移転に伴う費用について

(1) 権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は落札者の負担となります。

(2) 所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

ア 売払代金の残金を銀行振込で納付する場合

売払代金の残金を納付後、収入印紙などを君津郡市広域市町村圏事務組合に送付してください。

共同入札者が落札者となった場合、登録免許税相当分の収入印紙または登録免許税を納付したことを証する領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。（実際に持参または送付する場合は全共同入札者の合計

で構いません)

- ・所有権移転登記を行う際に、君津郡市広域市町村圏事務組合と所管の法務局との間で登記嘱託書などの書類を送付するために郵送料（切手1500円程度）が必要です。

(3) 自動車の場合、自動車取得税および自動車税は落札者が自ら申告、納付してください。仮ナンバープレートの取得や搬送が必要な場合は、落札者において事前に準備し、費用負担してください。

第5 注意事項

1 売却システムに不具合などが生じた場合の対応

(1) 公有財産売却の参加申し込み期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 公有財産売却の参加申し込み受付が開始されない場合
- イ 公有財産売却の参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合
- ウ 公有財産売却の参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合
- エ 公有財産売却の参加申し込み受付終了時間後になされた公有財産売却の参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 入札の受付が開始されない場合
- イ 入札できない状態が相当期間継続した場合
- ウ 入札の受付が入札期間終了時刻に終了しない場合

(3) 入札期間終了後

売却システムに不具合などが生じたために、以下の状態となった場合は公有財産売却の手続きを中止することがあります。

- ア 一般競争入札形式において入札期間終了後相当期間経過後も開札ができない場合
- イ くじ（自動抽選）が必要な場合でくじ（自動抽選）が適正に行えない場合

2 公有財産売却の中止

公有財産売却の参加申し込み開始後に公有財産売却を中止することがあります。公有財産売却の財産の公開中であっても、やむを得ない事情により、公有財産売却を中止することがあります。

(1) 特定の公有財産売却の特定の売却区分（売却財産の出品区分）の中止時の入札保証金の返還

特定の公有財産売却の物件の公有財産売却が中止となった場合、当該公有財産売却の物件について納付された入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

(2) 公有財産売却の中止時の入札保証金の返還

公有財産売却の全体が中止となった場合、入札保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより入札保証金を納付した場合、返還まで中止後4週間程度要することがあります。

3 公有財産売却の参加を希望する者、公有財産売却の参加申込者および入札者など（以下「入札者など」という）に損害などが発生した場合

- (1) 公有財産売却が中止になったことにより、入札者などに損害が発生した場合、君津郡市広域市町村圏事務組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (2) 売却システムの不具合などにより、入札者などに損害が発生した場合、君津郡市広域市町村圏事務組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負

いません。

- (3) 入札者などの使用する機器および公有財産売却の参加者などの使用するネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公有財産売却の参加申し込みまたは入札に参加できない事態が生じた場合においても、君津郡市広域市町村圏事務組合は代替手段を提供せず、それに起因して生じた損害について責任を負いません。
- (4) 公有財産売却に参加したことに起因して、入札者などが使用する機器およびネットワークなどに不備、不調などが生じたことにより入札者などに損害が発生した場合、君津郡市広域市町村圏事務組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (5) 公有財産売却の参加者などが入札保証金を自己名義（法人の場合は当該法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、入札保証金の納付ができず公有財産売却の参加申し込みができないなどの事態が発生したとき、それに起因して入札者などに生じた損害について、君津郡市広域市町村圏事務組合は損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。
- (6) 公有財産売却の参加者などの発信もしくは受信するデータが不正アクセスおよび改変などを受け、公有財産売却の参加続行が不可能となるなどの被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず、君津郡市広域市町村圏事務組合は責任を負いません。
- (7) 公有財産売却の参加者などが、自身のYahoo! JAPAN ID およびパスワードなどを紛失もしくは、Yahoo! JAPAN ID およびパスワードなどが第三者に漏えいするなどして被害を受けた場合、その被害の種類・程度にかかわらず君津郡市広域市町村圏事務組合は責任を負いません。
- (8) 公有財産売却の参加者などが、入札保証金または売却代金を銀行口座振込で納付した場合、何らかの理由で口座に入金されず損害が生じても、君津郡市広域市町村圏事務組合はその損害の種類・程度にかかわらず責任を負いません。

4 公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間

公有財産売却の参加申し込み期間および入札期間は、売却システム上の公有財産売却の物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

5 公有財産売却ガイドラインの改正

君津郡市広域市町村圏事務組合は、必要があると認めるときは、このガイドラインを改正することができるものとします。

なお、改正を行った場合には、君津郡市広域市町村圏事務組合は官公庁オークションサイトに掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公有財産売却参加申し込みの受付を開始するインターネット公有財産売却から適用します。

6 リンクの制限など

君津郡市広域市町村圏事務組合が売却システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、君津郡市広域市町村圏事務組合物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、売却システム上において、君津郡市広域市町村圏事務組合が公開している情報（文章、写真、図面など）について、君津郡市広域市町村圏事務組合に無断で転載・転用することは一切できません。

■インターネット公有財産売却における個人情報について

行政機関がヤフー株式会社の提供する官公庁オークションシステムを利用して行うインターネット公有財産売却における個人情報の収集主体は行政機関になります。

■クレジットカードで入札保証金を納付する場合

クレジットカードにより入札保証金を納付する参加者およびその代理人（以下、「参加者など」という）は、ヤフー株式会社に対し、クレジットカードによる入札保証金納付および返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカード

による請求処理を株式会社ネットラストに委託することを承諾します。参加者などは、公有財産売却手続きが終了し、入札保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

また、参加者などは、ヤフー株式会社が入札保証金取り扱い事務に必要な範囲で、参加者などの個人情報を株式会社ネットラストに開示することに同意するものとします。